

健長 第1231号  
令和3年 6月10日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎  
( 公 印 省 略 )

感染防止対策に係る運営・行動規範の作成・遵守について (依頼)

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、6月5日に本県の新規感染者数が過去最高の47人(公表日ベース)を超え、複数のクラスターも発生している状況です。

韮崎市内の障害者施設の事案では、微熱と少しの喉の痛みのあった職員が2日間の休み後に熱が下がっていたため出勤したこと、その翌日に受診したにもかかわらずPCR検査に至らず、勤務の継続となったことから感染拡大したのではないかと考えられます。

つきましては、こうした事案が今後発生しないよう、別添「感染防止対策に係る運営・行動規範の作成・遵守について」を参考に、各事業所における感染防止のための行動規範を早急に整備し、職員一人ひとりへの周知・徹底をお願いします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451

感染防止対策に係る運営・行動規範ひな形

障害者及び高齢者の入所施設に向けて、事業所の運営や職員の皆さまの行動に関する規範を作成していただくため、以下の「ひな形」を作成しましたので御活用ください。

直近の感染事例では、職員のほか、清掃、人材派遣等の委託業者における感染事例が発生していることから、これらの方々も対象としていただき、感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、直近事例から御留意いただきたい内容は、下線で示しております。

目的	具体的な取組例
<p><u>発熱者等の施設への入場防止</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職員等</u>（※清掃・調理・人材派遣など委託業者等を含む。以下「職員等」という）に<u>出勤前に検温・体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状</u>（※）がある職員等の出勤は停止するとともに、<u>速やかな受診を勧奨</u></li> <li>※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間も含む</li> <li>・ 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、<u>受診を勧奨</u></li> <li>・ 業者など来訪者のマスク着用、入場時等における手指の消毒、手洗いの徹底</li> <li>・ 来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状がある者の来訪を禁止</li> <li>・ <u>発熱者等が無理して勤務しなくてもよいように事業者として休みやすい体制、休みの職員等が出た場合に備え、バックアップ体制</u>（※）などの整備</li> <li>※ 同僚が休んでもいよう普段から情報共有を心掛ける</li> <li>※ 気軽に連絡・相談ができる職場環境の構築</li> <li>※ <u>上司、同僚等に気兼ねして体調不良時に出勤することが感染を広げる原因となることを理解させる</u></li> </ul>
<p>3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設への大人数の来訪を制限</li> <li>・ <u>部屋の換気を最低30分に一度以上実施</u> （可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）</li> <li>・ <u>ロッカールーム等、対人距離（約2m間隔）の確保が難しい部屋・スペースについて一度の利用人数を制限</u></li> <li>・ 会議の際の密の回避（対面を避け、距離の確保やパーテーションの設置等を徹底、オンラインや書面会議などを活用）</li> </ul>

飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等のマスク着用、手指の消毒、手洗いの徹底</li> <li>・ 自宅や家族間においても体調不良者がいる場合、相互にマスクを着用</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内は1日に3～4回以上、人が触れる部分(※)を中心に消毒 ※ ドアノブ、手すりエレベーターのボタンやトイレ（便座、床を含む）の消毒</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場内の飲食時や喫煙時の感染対策の徹底</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 対面を避け、パーティション類を設置する</li> <li>※ 少人数で、なるべくマスクを着用する</li> <li>※ 職場内での飲食、喫煙については、マスクを外すので、基本は会話をしない、距離をとることを徹底</li> </ul> </li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等の出勤時の対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li> <li>・ 出張の抑制（オンライン・書面会議などを活用）、来訪者数の制限</li> <li>・ <u>複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制</u></li> </ul>
<u>職場外行動での自己管理の励行</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場外において、感染リスクの高い行動の自粛(※)や感染拡大地域への移動などを控える、基本的な感染対策の徹底など、自らが感染しないための自己管理を励行</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 大人数での会食や不特定多数の人の集まる場への参加の自粛</li> </ul> </li> </ul>
受診・検査の実施（ワクチン接種までの間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が毎週1回実施するPCR検査を、事業所の職員等全員を対象として漏れなく実施</li> <li>・ <u>軽微でも発熱や風邪症状がある場合は、職員の速やかな受診とPCR検査の実施を勧奨するとともに、その状況を確認</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 管理者が受診先に対して、職員のPCR検査の実施を要請し、対象職員が確実にPCR検査を行えるようにする。</li> <li>※ 状況により、PCR検査ができない場合は、簡易検査キットによる検査等を検討する。</li> </ul> </li> </ul>
面会について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急やむを得ない場合を除き当面の間は中止、もしくはオンライン又は窓越し面会等での実施</li> <li>・ 看取り期など緊急やむを得ない場合については、次の点に留意して実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先の記録</li> <li>※ 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮</li> <li>※ 面会時間は1日1回10分程度とするなど必要最低限に制限</li> </ul> </li> </ul>

### 【参考マニュアル類】

次のマニュアル類も参考に、事業所の実態に合わせてご作成ください

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（最新版：R3.5.12付け第5版）」（（一社）日本渡航医学会、（公社）日本産業衛生学会作成）
- ・ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（公社）日本産業衛生学会作成）
- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（R2.10.15付け厚生労働省事務連絡）
- ・ 参考マニュアル掲載ページURL（日本産業衛生学会HP）：<https://www.sanei.or.jp>
- ・ 事務連絡掲載ページURL（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>